

第1章 計画策定の趣旨

▶ 第1節 計画策定の背景

本市は、平成17年3月28日に霞ヶ浦町と千代田町が合併して誕生しました。その合併に伴って策定した新市建設計画で描くまちづくりの基本的指針を基に、本市の一体感の早期醸成を目指しながら、福祉環境の充実と市域の均衡ある行政運営を進めてきました。

我が国では、地球的規模での環境問題、国際化への対応、さらには高度情報通信社会の到来など、大きな変革の時期を迎えています。

本市においても、経済情勢が依然として不透明な状況の中、少子高齢化の急速な進展に伴う社会的課題や地方分権の進展とともに市民ニーズの多様化・高度化など、新たな行政需要への対応が迫られています。

こうした時代の変化に的確に対応し、未来の子どもたちのために魅力ある地域を創造するため、新市建設計画との整合性を図り、新たな市民ニーズを踏まえながら、21世紀における新たなまちづくりの方針とする「かすみがうら市総合計画」を策定します。

▶ 第2節 計画の性格

本計画は、本市が目指すまちづくりの目標と、それを実現するために必要な施策の大綱を体系的に定めるものです。

さらに、本市にとっての長期的指針であると同時に、市民と行政との協働により達成すべき目標を示した、行動計画としての性格も有しています。

1. まちづくりの最上位計画

本計画は、行政だけでなく、市民に対してまちづくりの目標とその実現方法をより具体的に示す、まちづくりの最上位計画として位置づけられるものです。

2. まちづくりのビジョンの表明

地方分権が進み、市町村の独自性のある取り組みが展開されることが期待されています。

そのため、本計画は単に将来像を描くだけでなく、その根底となる新しいまちづくりのビジョンを明確にし、時代や社会に対して積極的に示すものです。

3. 市民と行政との協働によるまちづくりの指針

すべてのまちづくりを行政だけで行うのではなく、適切な地域運営を進めていくために、市民・市民が参加する団体・企業・行政などが、それぞれの役割を担い、どのように関わっていくべきかを明確に示すことが必要です。

そのため、本計画は市民などの参画を得て、協働によるまちづくりを進めていくための指針を示すものです。

4. 地方自治確立のためのまちづくりの指針

厳しい財政運営が続いており、効率的・効果的な予算の配分・投入が必要となっています。また、市民意識が高まる中で、事業の目的とそれに要する経費、その効果などに関する行政の説明責任が強く求められています。

このため、本計画は実践的で戦略的なまちづくりの指針として、地方自治の確立に向けた明確な理念と方向性を示すものです。

5. 実効性と実現性の高い計画

本計画は、基本構想から基本計画、実施計画を体系的に位置づけ、財政計画と調整を図り、また盛り込まれた施策が適切に実行されているかなどの進行管理を検討するなど、実効性と実現性の高い計画です。

▶ 第3節 計画の構成と期間

本計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき定める「基本構想」、さらには、「基本計画」「実施計画」によって構成し、市の様々な分野の計画の最上位に位置する計画です。

1. 基本構想

基本構想は、本市が目指す将来都市像とそれを実現するための施策の大綱を定め、総合的かつ体系的なまちづくりを進めるための指針です。

構想期間は平成19年度を初年度として目標年度を平成28年度とする10カ年とします。

2. 基本計画（前期）

基本計画は、基本構想に定める施策の大綱に基づき、その実現に向けて具体的なまちづくりの基本施策を示すものです。

計画期間は平成19年度から平成23年度までの5カ年とします。

3. 実施計画

実施計画は、基本計画で示した基本施策を効率的に実施するために、市の財政状況を勘案して策定し、毎年度の事業計画及び予算編成の指針とするものです。毎年度、向こう3カ年を計画期間としたローリング方式によって見直しを行い基本計画の実効性の確保を図っていきます。

【計画の構成と期間】

